

議第41号 上水道管理事務の事務委託に関する規約を定める協議について

1 協議の趣旨

呉市が設置する上水道施設のうち、広島県の設置する工業用水道施設と共用するもの及びその附属設備（以下「委託施設」といいます。）の管理事務については、現在、呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約（昭和40年4月1日施行）により広島県に委託をしています。

令和4年11月に広島県及び県内14市町で構成する広域連合として広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」といいます。）が設立され、広島県企業局が運営する工業用水道事業の事務を企業団が承継することとされました。

ついで、当該事務を承継した企業団に委託施設の管理事務を委託するための規約を定めることに関し、企業団と協議をするものです。

2 規約の内容

委託をする事務の範囲、経費の負担等の規約の内容については、現在、呉市と広島県との間で定めている委託施設の事務委託に関する規約と同様のものとします。

3 施行期日

令和5年4月1日

【参考】

